

大樹町社会福祉協議会 地域福祉活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉の向上と充実を図ることを目的とした町民による団体・個人の活動に対し、地域福祉活動助成金（以下「助成金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象及び助成金)

第2条 助成の対象となる団体・個人（以下「対象団体等」という。）は、次に掲げる要件すべてを充たすものとする。

- (1) 活動が広く地域福祉の向上を目的としていること。
- (2) 毎年、予算・決算書を作成していること。
ただし、団体の場合は会則を作成していること。
- (3) 会費や参加費を徴収するなど、事業予算の4分の1以上は自主財源の確保に努めていること。
- (4) 営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと。

2 助成活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 助成金の種類及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金交付申請書（様式第1号）に、事業計画・予算書（様式2号）を添えて、大樹町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(決定及び交付)

第4条 会長は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請書の審査を行い適当と認められる場合は、決定通知書（様式第3号）により通知し、助成金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第5条 助成金の交付を受けた団体等は、活動に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第6条 助成金の交付を受けた団体等は、当該会計年度終了後、すみやかに事業報告・決算書（様式第4号）、その他必要と認めるものを会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 会長は、助成金の交付を受けた団体等が次の各号に該当すると認めた時は、助成金の交付決定の全部または、一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令及びこの要綱に基づく会長の指示に違反したとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。

- (3) 団体等の活動が休止又は解散等により、6ヶ月以上の活動がなかったとき。
 - (4) 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
- 2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取り消しの部分に関し既に助成金を交付しているときは、期間を定めて返還を命ずることができる。
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

地域福祉活動助成金交付基準

助成金種類	助成事業内容	助成基準
地域福祉活動 応援助成金	地域福祉の向上を目的とし、新たに実施する先駆的・モデル的な活動を年間通して継続して行う団体に対し支援する。	<p>〈上限額〉</p> <p>1団体 初年度 5万円 2年目 4万円 3年目以降 3万円</p> <p>※申請時に3年間の事業計画・予算案を提出すること。</p>
サロン活動支 援助成金	<p>団体や個人が行う高齢者、障害者、子育て中の親子等を対象としたサロン活動に対し支援するもので、以下の条件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが参加できる小地域単位で行う活動であること ・活動実績が年間を通して6回以上あること 	<p>〈上限額〉</p> <p>サロン1回1千円＋参加者1人50円（世話人も含む）</p> <p>※事前準備、他団体との共催事業は除く。</p> <p>※この助成金は、当社協の他の助成金と重複して受けられないものとする。</p>

※地域福祉活動助成金は原則として前年度の繰越金が決算支出額の1/3を超えた場合、上限額の1/2を超えて申請はできない

※主な対象経費

対象経費	維持管理費(家賃・光熱水費等)、需用費(消耗品費・印刷費・材料費等)、役務費(保険料・郵便料)、研修費(会場費・謝礼・旅費等)、備品購入費など
対象外	所属会員にかかる飲食費用。領収書等で支払ったことを明確にできないもの